

# 令和5年国東市農業委員会 第2回(2月)総会議事録

1. 開催日 令和5年2月9日(木)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 7番 笹野委員 12番 上原委員
5. 議事日程
  - 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第9号 農用地利用集積計画について
  - 議案第10号 農用地利用配分計画について
  - 議案第11号 農地所有適格法人に係る要件適格届について
  - 議案第12号 令和5年春季農作業標準賃金について
6. 報告事項
  - 農地変更届について
  - 令和4年分農地賃借料情報について
7. 協議事項
  - 農地バンクの開設について
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第2回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は、7番 笹野委員、12番 上原委員の2名が欠席で委員総数15名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 森委員、10番 藤原委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 申請番号5番から9番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>申請番号7番についてです。経営面積の欄に数値の記載がない理由はどうしてでしょうか。</p>
事務局	<p>この経営面積の欄は、今現在耕作している農地面積が記載されます。申請番号7番の受人は現在国東市において経営農地がありませんが、今回の申請農地の取得で下限面積50アールを超える</p>

<p>議 長</p>	<p>ことになります。</p> <p>他にご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>西村推進委員</p>	<p>(意見書に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について申請番号3番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>農地法第4条申請に係る農地A番と農地B番の取り扱いの違いは何でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法運用通知によれば、申請内容が農業用倉庫などの農業用施設を設置する場合、その面積が200㎡未満であれば、農地法第4条の転用許可は不要となっています。本件農地B番については、農業用倉庫でその面積が200㎡未満ですので、報告事項にてご説明することにしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>

	<p>それでは、議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>( 全員挙手 )</p> <p>議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 9 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	( 資料に沿って説明 )
議 長	議案第 9 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 75 番から 82 番は、新規設定で利用権設定期間が 11 年となっておりますが、契約の流れはどうなっていますか。
事務局	これは、国東市農業公社が農地中間管理機構と令和元年から 15 年間契約していたものを令和 4 年 3 月に一旦合意解約し、令和 5 年 4 月から新たにためて別の担い手へ再配分したため、新規設定の 11 年契約となっております。
吉本委員	申請番号 75・76・78・79・80 番の所有者は既に亡くなっていますので、亡くなった方と契約はできるのでしょうか。
事務局	所有者が亡くなっている場合は、その相続人との契約になり、相続人全員の同意をとることになっています。
佐藤委員	農地中間管理事業分は農政課の担当ですので、担当職員に確認をとった方がよいと思います。
森委員	申請番号 105・110 番の所有者も亡くなっています。
佐藤委員	申請番号 112～116 番の所有者も亡くなっています。
事務局	農政課の担当者に確認して訂正します。

佐藤委員	農地中間管理事業分の全てを確認するためにも、一旦全部保留した方がよいと考えます。
議 長	農地中間管理事業分につきましては、ご指摘のように所有者が亡くなっているものが多々あるようですし、これ以外にもある可能性もありますので、一旦持ち帰って農政課にその点を確認する必要があります。従いましてこの案件につきましては、今回一旦保留し、再度精査した上で次回第3回総会に提案し、再審議するというところでよろしいでしょうか。
事務局	今回保留するのは、農用地利用集積計画の利用権設定に係るもののうち農地中間管理事業分のみということによろしいでしょうか。
議 長	今、事務局から確認がありましたが、今回保留するものは、農用地利用集積計画の利用権設定に係るもののうち農地中間管理事業分のみということで、委員の皆さんそれでよろしいでしょうか。
委員全員	(はい、良いです)
議 長	<p>それでは、議案第9号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分を除いた所有権移転1件、利用権設定64件について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第9号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分を除いた所有権移転1件、利用権設定65件については、全会一致で承認されました。</p> <p>次の議案番号10号 農用地利用配分計画については、議案第9号で農地中間管理事業分が保留となりましたので、本件も一旦保留し、次回第3回総会で再審議します。</p> <p>委員の皆さんよろしいでしょうか。</p>
委員全員	(はい、良いです)

議 長	次に議案第 11 号 農地所有適格法人に係る要件適格届について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 11 号 農地所有適格法人に係る要件適格届について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし)
	議案番号 11 号 農地所有適格法人に係る要件適格届について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案番号 11 号 農地所有適格法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。
	次に議案第 12 号 令和 5 年春季農作業標準賃金について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 12 号 令和 5 年春季農作業標準賃金について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原委員	全体的にこの標準賃金は低いと思いますが、以前、もっと上げた方がよいと申し上げたのですが、この標準賃金はあくまでも基準となるものに過ぎず、後は個人個人の交渉で決めるということですので、今回もここに示された金額で構わないと思っています。
議 長	特にこの項目は低すぎるということはありませんか。
松原委員	実際のところ、例えば稲刈りの場合、水田の場所や農地の状態等により発注者に金額を提示した上で作業を請け負っており、特にこれはということはありません。
議 長	その他、ご意見・ご質疑はございませんか。

事務局	( 質疑・意見なし )
議 長	議案第 12 号 令和 5 年春季農作業標準賃金について承認される方の挙手を求めます。  ( 全員挙手 )  議案番号 12 号 令和 5 年春季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。  次に報告事項について何かありますか。
事務局	( 農地変更届について、資料に沿って説明 )
議 長	農地変更届について事務局より報告がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
中島委員	農業用施設が 2 0 0 m <sup>2</sup> 未満であれば転用許可は不要ということですが、元々の農地の面積は関係ないのでしょうか。
事務局	元々の農地の面積は関係ありません。
議 長	その他、ご意見・ご質疑はございませんか。  ( 質疑・意見なし )  次に令和 4 年分農地賃借料情報について説明をお願いします。
事務局	( 令和 4 年分農地賃借料情報について、資料に沿って説明 )
議 長	令和 4 年分農地賃借料情報について報告がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。  ( 質疑・意見なし )  次に協議事項について何かありますか。
事務局	( 農地バンクの開設について、資料に沿って説明 )

議 長	農地バンクの開設について説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	市としてこの農地バンクを開設しようということですか。
事務局	はい、そのとおりです。
吉本委員	農地バンクは農業委員会の会長が代表するということですか。
議 長	農地バンク実施要綱にはそのようになっております。要綱については第3回総会で議事として提案されますので、事前にご確認をお願いします。
	<p>その他、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>次にその他をお願いします。</p>
事務局	(令和4年度県外先進地視察研修について説明)
議 長	その他は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副会長	<p>これをもちまして、第2回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>

--	--